

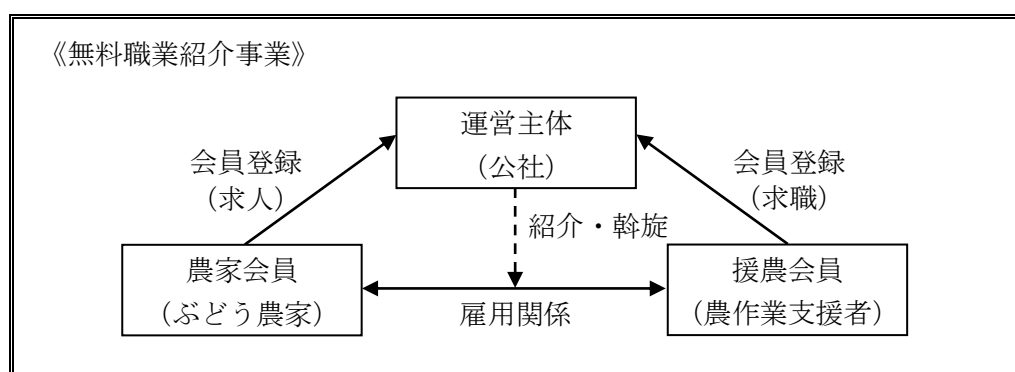
令和3年度 農作業支援者紹介事業の求人について

一般財団法人 信州なかの産業・観光公社

1 事業概要

一般財団法人信州なかの産業・観光公社（以下「公社」）では、農作業就労を希望する者（求職者）を、農作業労力を必要とするぶどう栽培農家（求人者）に紹介する無料の職業紹介事業を、平成21年に職業安定法第33条第1項の規定による厚生労働大臣の許可（許可番号 20-4-30004）を受け実施しています。

本事業による農作業支援を希望するぶどう栽培農家は、以下の事項を了承したうえで求人申込書を公社に提出し、農家会員に会員登録していただく必要があります。



2 事業運営

(1) 運営主体 一般財団法人信州なかの産業・観光公社

(2) 事業所の名称及び所在地

① 名称 中野市農作業無料職業紹介所

② 所在地 中野市南宮1番11号 中野市役所南宮庁舎内

(3) 会員（農家会員、援農会員）

- ・ 本事業の趣旨に賛同し、農作業支援を希望する農家（中野市内在住者）及び農作業就労を希望する者（居住地は不問）は、毎年度、農家会員及び援農会員として会員登録します。
- ・ 本事業に係る入会金、会費等は、「無料」とします。
- ・ 会員登録した農家会員及び援農会員は、公社の紹介・斡旋により、直接雇用関係（雇用契約）を結びます。
- ・ 農家会員は、雇用主として労働関係法令等を順守し、援農会員を安全に作業に従事させ、援農会員は農家会員の指示に従い作業を行います。

(4) 公社・JAの役割

① 公社

- ・ 本事業に係る求人・求職者の募集を行います。（毎年度、求人・求職者説明会を開催。）

- ・ 本事業の趣旨に賛同した農家及び農作業支援者を、農家会員及び援農会員として会員登録して、各会員の求人・求職希望により組合せを調整し、紹介・斡旋を行います。(紹介・斡旋に係る料金、手数料等は発生しません。)

② JA

- ・ 本事業に係る求人・求職者説明会の会場手配及び説明等を行います。
- ・ 農家会員対象の求人者説明会の周知及び求人申込書の回収等を行います。
- ・ 援農会員対象のぶどう房切り作業等の技術講習会の会場手配及び技術指導等を行います。
- ・ 本事業の実施に係る助言及び紹介・斡旋を協力します。

3 事業内容

① 作業内容及び作業期間

- ① ぶどう房切り作業……………5月20日から6月19日まで27日間(日曜日は除く)
- ② ぶどう袋かけ・カサかけ作業…6月28日から7月17日まで18日間(日曜日は除く)

※ ぶどうの生育状況によっては、作業期間が前後することがあります。

《ぶどう房切り作業》

5月											6月						
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	①				②			③				④			⑤		
←			←			←			←			←			←		

6月														
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		⑥			⑦				⑧			⑨		
←			←			←			←			←		

《ぶどう袋かけ・カサかけ作業》

6月			7月																
28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
←						←						←							

(2) 作業時間 1日8時間(原則は、休憩・休息時間を含む午前8時から午後5時まで)

(3) 実施場所 中野市内全域

(4) 農家会員となる農家の求人希望日の選択について

- ① ぶどう房切り作業(日曜日を除く作業期間21日を、3日単位で7区分に区分け)
 - ・ 上表①～⑤の5区分から2区分まで、⑥～⑨の4区分は必要に応じて選択できます。

② ぶどう袋かけ・カサかけ作業

- ・ 上表の作業期間内から、必要に応じて選択できます。

(5) 援農会員となる農作業支援者の求職希望日の選択等について

上表の各作業期間内から作業可能な求職希望日(半日の場合は午前、午後)を、任意に選

扱えます。

① ぶどう房切り作業

- ・ 農家会員には、1区分につき援農会員3人を紹介・斡旋します。(会員登録が少ない場合は2～1人となります。1区分当りの援農会員は、原則、同一会員とします。)

② ぶどう袋かけ・カサかけ作業

- ・ 農家会員には、1日につき援農会員3人を紹介・斡旋します。(会員登録が少ない場合は2～1人となります。1日当りの援農会員は、原則、同一会員とします。)
- ・ 求人希望日が複数ある場合は、数日単位で同一の援農会員を紹介・斡旋します。

(6) 作業実施までの流れ

- ① 会社による農家会員及び援農会員の会員登録、求人・求職希望日の取りまとめ
- ② 〃 への各作業の求人・求職希望日の最終確認(通知)
- ③ 〃 の組合せ調整後、会員紹介・斡旋の連絡(通知)
- ④ 会社からの連絡を受け、雇用関係となる農家会員と援農会員による原則、面接の実施(雇用・就労内容及び労働条件等の確認、集合時間・場所等の連絡調整等)
- ⑤ 援農会員による作業実施(ぶどう房切り作業、ぶどう袋かけ・カサかけ作業)

(7) 本事業に係る日程

- ② 求人者(農家会員)説明会の開催(3月2日)
- ② 〃 募集の取りまとめ(3月26日)
- ③ (援農会員)説明会の開催(4月13日)
- ④ 〃 募集の取りまとめ(4月20日)
- ⑤ ぶどう房切り作業の求人・求職希望日の最終確認(5月上旬)
- ⑥ 〃 の技術講習会の開催(援農会員対象)(5月中旬)
- ⑦ 〃 の農家会員、援農会員の紹介・斡旋(5月中旬)
- ⑧ ぶどう房切り作業の実施(5月下旬6月下旬)
- ⑨ ぶどう袋かけ・カサかけ作業の求人・求職希望日の最終確認(6月上旬)
- ⑩ 〃 の農家会員、援農会員の紹介・斡旋(6月下旬)
- ⑪ ぶどう袋かけ・カサかけ作業の実施(6月下旬～7月下旬)

4 申し合わせ事項

(1) 雇用関係

- ・ 農家会員は、会社から援農会員の紹介・斡旋の通知到着後、紹介・斡旋のあった援農会員と面接等を行ったうえで、直接雇用関係を結ぶこととなります。
- ・ 農家会員は、雇用主として本事業に係る申し合わせ事項及び労働関係法令等を順守するとともに、援農会員を安全に作業に従事させなければなりません。
- ・ 援農会員は、本事業の申し合わせ事項を守り、雇用主である農家会員の指示に従い作業を実施してください。
- ・ 雇用・就労内容(作業時間、作業内容、休憩、休息等)、労働条件及び傷害保険の加入状況等について、原則、事前に面接等において農家会員と十分確認し合ってください。また、作業経験や作業能力の確認等を求められることがあります。
- ・ 作業実施日の集合時間・場所等について、確認調整等を行ってください。
- ・ 雇用・就労関係で問題が発生した場合は、当事者間で解決してください。
- ・ 指示どおり作業ができない等、農家会員に不利益が生ずる場合は、作業を断られることがあります。

(2) 作業賃金等

- ・ 本事業に係る作業賃金は、中野市農業委員会が定める「中野市農作業標準労賃（果樹作業・一般作業他）以上」とします。また、作業時間が延長した場合も同額とします。（令和2年度は1時間当り860円。令和3年度は、1時間当たり870円。）

令和3年度作業賃金

- ・ 1日当り 7,260円（870円×8時間 + 傷害共済掛金300円）
- ・ 半日当り 3,630円（870円×4時間 + 傷害共済掛金300円）

- ・ 雨天等により作業が中止となった場合、作業賃金は支払われません。
- ・ 援農会員が本事業に従事するために、新たに傷害保険に加入した場合は、傷害保険掛金相当額として、1日当り300円（半日でも同額）が作業賃金とは別に農家会員から支払われます。
- ・ 作業現場までの交通経費は、援農会員の自己負担とします。
- ・ 作業賃金等は、作業最終日に農家会員から直接現金で支払われます。

(3) 傷害保険

- ・ 傷害共済等の保険に加入していない場合は、就労前に必ず加入してください。
- ・ 傷害共済等の保険の加入手続きは、援農会員が自ら行うものとします。
- ・ 傷害保険掛金を含む作業賃金等の支払いは、作業最終日に支払うこととしているため、加入に必要な保険掛金については、一時的に援農会員が立て替える形となります。
- ・ 傷害共済等の保険の加入状況について、「面接時」または「初日の作業前」に農家会員から保険証書等の提示を求められますので、農家会員の指示に従ってください。

(4) 作業時間

- ・ 作業時間は、1日8時間（休憩・休息时间を含む午前8時から午後5時まで）とします。
- ・ 昼食休憩時間は、正午から午後1時までの1時間（無給）です。
- ・ 休息時間は、午前、午後の各15分間（有給）を確保するよう農家会員に依頼しています。
- ・ 作業時間は、「半日」または「一日」単位を原則としますが、援農会員の作業就労可能な時間、諸事情を配慮することとしています。
- ・ 作業時間の変更、延長、短縮等は、農家会員と援農会員双方の合意により決定してください。
- ・ 農家会員から作業時間の延長の依頼があった場合は、作業を実施しても構いません。

(5) 作業就労

- ・ 作業方法、注意事項等は、必ず作業実施前に農家会員に確認してください。
- ・ 公社、JAでは、一般的なぶどうの房切り技術講習会を行いますが、ぶどうの房切りは品種（種あり、種なし）やぶどう栽培農家等により、作業方法が異なっていますので、作業実施前に農家会員から必ず技術指導を受けてください。
- ・ 天候、ぶどうの生育状況等による作業中止等の判断は、農家会員が行います。
- ・ 作業を中止する場合は、作業当日の午前7時までに農家会員から連絡があります。（悪天候等により作業を実施するの判断がつかない場合は、自己判断はせず、農家会員に直接連絡し指示に従ってください。）
- ・ 天候やぶどうの生育状況により、予定していた作業とは別の作業を農家会員から依頼される場合がありますので、作業内容を確認のうえ、可能な範囲で作業を実施してください。

(6) その他

- ・ 農家会員には、公社から援農会員の紹介・斡旋の通知到着後、ただちに、紹介・斡旋のあった援農会員と連絡を取り、面接等の日時を決定するように依頼していますが、数日、経過しても連絡のない場合は、援農会員から連絡していただいても結構です。(公社から送付する農家会員の紹介・斡旋の通知には、農家会員の連絡先等が記載されています。)
- ・ 作業当日は、直接集合場所に出向いてください。
- ・ 昼食、飲み物は、持参してください。(原則として、農家会員は用意しません。)
- ・ 作業に必要な手袋、雨天時の雨具、長靴等は、援農会員が用意してください。(小雨の場合も作業を行いますので、雨具、長靴、薄手のゴム手袋等をご持参ください。)
- ・ 作業内容により必要となる物品は、農家会員が用意します。
- ・ トイレ、休憩場所等は、農家会員にご確認ください。
- ・ 作業は暑い時期となりますので、熱中症、脱水症等が起こらないよう十分体調管理に注意して作業を行ってください。(作業中、体調がすぐれない場合は、早めに農家会員に伝えてください。)
- ・ 一日の作業終了後、農家会員は農作業支援記録書(3枚複写)に作業時間等を記入し、作業最終日に、作業時間などの記載内容を確認した旨のサイン(援農会員の氏名を記入)を農家会員から求められますので、内容を確認のうえ、農作業支援記録書にサインをし、援農会員控を援農会員に手渡しますので、保管してください。
- ・ 農家会員の求人希望人数や求人希望日、援農会員の登録人数等により、ご希望どおりの作業日程が組めない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 天候、ぶどうの生育状況等や農家会員の都合により、予定していた作業が終了(中止)してしまい、作業がキャンセルされたときは別の農家会員を紹介できる場合がありますので、その際は、公社にご連絡ください。
- ・ 5月中旬に、JA中野市園芸課技術員によるぶどうの房切り技術講習会を開催しますのでご参加ください。(開催日時・場所等は、詳細が決まり次第ご案内します。)
- ・ 10月上旬に、令和2年度農作業支援者に登録をして農作業就労した方を対象とした「ぶどう収穫体験・試食会」を予定しています。(開催日時・場所等は、詳細が決まり次第ご案内します。)
- ・ 農家会員の個人情報は、本事業の目的以外に使用しないでください。また、個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。
- ・ 援農会員の個人情報は、本事業の目的のほか、同意をいただいたうえで、中野市内の他の無料職業紹介所との調整に使用させていただくことがあります。
- ・ 農家からは、毎年、ぶどうの「房切り作業」及び「袋かけ・カサかけ作業」のほかに、ぶどうの「摘粒作業」や他の農作業(りんご、ももなどの果樹、または畑作業)に従事できる方の求人をいただいています。ぶどうの「房切り」又は「袋かけ・カサかけ」作業以外の農作業に従事可能という方につきましては、「求職票」とともにご提出いただく「別紙確認書」に従事可能な内容等をご記入のうえ、ご提出ください。

【参考】

農作業支援者紹介事業

農作業支援記録書（令和 年）

農家会員控

援農会員 氏名	様	農家会員 氏名	採用年月日	不採用 (右欄に○印)	
			令和 年 月 日		

作業実施日	作業時間（15分単位）		実作業 時間
	午前	午後	
月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	
月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	
月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	
月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	時 分 ～ 時 分	
合 計			

一日の作業終了後、農家会員は、援農会員とともに作業時間を確認し、記入してください。

基本時給		作業時間		傷害保険（共済）掛金相当額		報酬額等
円	×	時間	+	日間×300円	=	円

連絡欄	援農会員 確認サイン
-----	---------------

一般財団法人 信州なかの産業・観光公社

5 申込期限 令和3年4月20日(火)

《お申し込み・お問い合わせ先》

〒383-0031 中野市南宮1-11 中野市役所南宮庁舎内
一般財団法人信州なかの産業・観光公社
TEL 0269-22-2111（内線302）
FAX 0269-22-8422

（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）